

入札公告（説明書）

令和2年4月15日

東日本高速道路株式会社 北海道支社長 田中 直樹

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1.	調達機関番号	417
1-2.	所在地番号	01
1-3.	品目分類番号	41
1-4.	契約件名（工事名）	道央自動車道 メッツ川橋西地区原形復旧工事
1-5.	契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社長 田中 直樹
1-6.	契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所)〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号 (電話)011-896-5777
1-7.	競争契約の方法	一般競争入札
1-8.	競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9.	入札の方法	電子入札又は郵送入札
1-10.	落札者の決定方法	総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）
1-11.	入札前価格交渉の有無	有
1-12.	単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
1-13.	入札保証	必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと
1-14.	履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-15.	契約書の作成	必要（電子契約による）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-16.	契約図書	
(1)	本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。	
	なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。	
①	入札公告（説明書）	本書
②	標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること
③	入札者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札】又は【郵送入札】を使用すること
④	共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（令和2年4月）】を使用すること
⑤	特記仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑥	その他契約（発注用）図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑦	金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑧	競争参加資格確認申請書	様式1のとおり
⑨	入札書	電子入札システムの様式又は入札者に対する指示書【郵送入

札】様式 1 のとおり

⑩単価表

上記⑦の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD-R 配布等) により交付するので、記 1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間は、令和 2 年 4 月 15 日 (水) ~ 令和 2 年 4 月 30 日 (木) までとする。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道白老郡白老町
 至) 北海道登別市中登別町
- (2) 工事内容 本工事は、道央自動車道 メップ川橋 A 1 ~ P 3 間の変状鋼部材の原形復旧を行うものである。
- (3) 工事概算数量 鋼部材補修工 約60 t
 高力ボルト取替工 約68, 000本
 塗替塗装 約18, 000m²
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 1, 620 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者うち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が 1100 点以上の者であること（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1100 点以上であること。）、又は経営事項評価点数が 1100 点以上である者による 2 者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）であること。なお、特定 JV の場合は、すべての構成員が第 3（調達手続に参加するための条件等）の条件を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に

において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

- (5) 審査基準日において、平成 17 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a 鋼板当て板工法、部材取替え工法（ボルトは除く）又は炭素繊維シート接着工法による鋼桁の補修又は補強を実施した工事

同種工事 b 鋼橋の 8,000 m² 以上の塗替塗装工事

同種工事 c 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

特定 JV を構成して競争参加する場合、同種工事 a)、b) は、全ての構成員が有している必要があるが、同種工事 c) は、いずれかの構成員が有していればよい。

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、記載した工事が、次の①又は②に該当する工事は施工実績として認めない。

① NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

② 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 審査基準日において、特定 JV を構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

① すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから 5 年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が 5 年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。

② すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置することができる。

③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式 1-1。以下「協定書案」という。）が提出されていること。

④ すべての構成員が 30% 以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

- ・本工事に係る設計業務等の受注者
 - ・道央自動車道 メッツ川橋応急復旧工事
(受注者：日本橋梁株式会社)

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に

において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

- ・苦小牧管理事務所管内 施工管理業務
(請負人：パシコン技術管理株式会社)

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施工規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）

の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）			記載事項
競争参加資格確認申請書（様式 1）			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと
技術資料 (様式 2)	企業に求める 実績等	企業の同種工事の施 工実績	記 3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
協定書案			特定 JV により本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書書式 1-1 に基づき作成すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

① 提出期間 入札公告の日から令和 2 年 4 月 30 日（木）午後 4 時まで

② 提出場所 記 1-6. 契約担当部署

③ 提出方法 電子入札システム、郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（提出期間内に必着のこと）

※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

④ 提出書類 記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 2 年 5 月 27 日（水）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知において「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対して氏名及び住所、対象となる工事名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）とは、記3-4.競争参加資格の確認において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価（技術提案評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記6-3.落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

1) 技術提案に関する技術評価点

評価項目				配点
技術提案	社会要請	特別な安全対策	吊足場の設置・撤去における墜落・落下防止対策等安全に関する提案	10点
	性能・機能等	性能・機能	塗膜厚施工管理に関する提案	10点
技術提案に関する技術評価点（満点）				20点

2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目	配点
品質確保の実効性	5点
施工体制確保の確実性	5点
施工体制評価点（満点）	10点

4-3. 技術提案書の作成

入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
(様式-提案1) 技術提案意思確認書	◇必要事項を記載のうえ記名すること
(様式-提案2) 技術提案書	◇技術提案は、評価項目ごとに2つ以内とする。 ◇技術提案書は、1つの技術提案ごとにA4サイズ1頁以内で作成すること。 ◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目ごとにA4又はA3サイズ1頁に限り添付することができる ◇1つの技術提案とは、1つの施工技術により構成されているものでなければならない。ただし、複数の施工技術の組み合わせでなければ効果が発揮されないなど一体不可分であり、一般的にもその組み合わせで施工されているものである場合は当該技術提案を1つの施工技術で構成されているものと判断する。 ◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。

4-4. 技術提案書の提出

入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならぬ。

- ① 提出期限 令和2年6月15日（月）午後4時まで

- ② 提出場所 記 1-6. 契約担当部署
 ③ 提出方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（提出期限までに必着のこと）

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和2年6月16日（火）から令和2年6月22日（月）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。
 - ① 提出期限 令和2年7月1日（水）午後4時まで
 - ② 提出場所 記 4-4. 技術提案書の提出のとおり
 - ③ 提出方法 記 4-4. 技術提案書の提出のとおり

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
 ※確認結果通知予定日 令和2年7月15日（水）

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
 なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。
 なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準	
技術 提 案 社 會 的 要 請 / 性 能 ・ 機 能			技術提案の評価は、提案ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき採否及び評価点の付与を行い、以下に示す方法で評価点を算出する。 ①各評価者が各提案（1つの技術提案）を下表の評価基準に基づき評価を行う。 ②各評価者の評価値の合計を評価者数で除して、各提案の評価値を算出する。（少数第4位以下を切り捨てとする） ③評価項目ごとに各提案の評価値の合計を求めた提案数で除して、評価項目の評価値を算出する。（少数第4位以下を切り捨てとする）	
			評価	評価基準
			優	・内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である
			良上	・優と良の中間の提案である
			良	・内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である
			良下	・良と可の中間の提案である
			可 (評価なし)	・内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である
			提案なし ・不採用	・技術提案意思確認書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。

		<p>欠格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思がないとしている。 	参加資格なし
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1つの技術提案の記載内容の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該記載内容を不採用とする。 ② 各評価項目に対する提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案意思確認書で示されている不採用の場合の意向に従い対処するものとする。 ③ 記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。 ④ 不採用とした以外の全ての記載内容は履行義務を負うものとする。 ⑤ 提出された技術提案が2つに満たない場合、提出された技術提案を対象に評価を行うものとし、欠格とはしない。 ⑥ 1つの評価項目に対し技術提案が2つ以上記載されている場合、記載順に2つの技術提案で評価を行い、2つを超える技術提案は加点評価対象としない。ただし、2つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。 ⑦ 1つの評価項目において評価対象とした2つの技術提案の一方を不採用とした場合、残る1つの技術提案のみを評価対象とする。この場合、評価対象以外に記載された技術提案があっても、評価対象として採用はしない。 ⑧ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。 ⑨ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。 ⑩ 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。 ⑪ 過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、他の技術提案と比較して優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。 			

4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認を実施する。

4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入札価格調査要領」という。）1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記6-2.④の開札の後、令和2年8月21日（金）午後4時までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-9. 施工体制確認資料の作成

記4-8により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領2-3-2.(1).1.)①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙2「様式」を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) ※「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 ※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 ※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 17	施工体制台帳

4-10. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- ① 資料の提出期限 令和 2 年 8 月 26 日（水）午後 4 時まで
- ② 資料の提出場所 記 1-6. 契約担当部署
- ③ 資料の提出方法 郵送、持参又は電子メール（提出期限までに必着）
なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便とする。
- ④ その他 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない
また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-11. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

4-11. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後に入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	③資料が全部又は一部未提出の場合 など	不適

施工体制確保の確実性	①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5点
	②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2点
	③資料が全部又は一部未提出の場合など	不適

(2) 施工体制確認の評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術提案に関する技術評価点} \times (\text{施工体制評価点}/10\text{点}) + \text{施工体制評価点}$$

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

- (1) 本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する交渉対象項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式(以下「本方式」という。)の対象工事である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な上位 3 者(入札者が 3 者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。)との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。
なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3 者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。
- (3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を次に示すとおり提出しなければならない。
 - ① 提出期限 令和 2 年 6 月 15 日(月)午後 4 時まで
 - ② 提出場所 記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 書留郵便若しくは信書便(提出期限までに必着)
 - ④ 提出書類 見積書(様式 3-1, 3-2) 正 1 部、副 1 部
- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後令和 2 年 6 月 16 日(火)から令和 2 年 7 月 13 日(月)までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書(様式 1)に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書(様式 3-1, 3-2)の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本工事の競争参加資格の取り消しを行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の回数は、すべての選抜交渉対象者と各々 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回程度とする。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものと

する。

- (8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた「最終見積書」（様式 3-1, 3-2）を提出しなければならない。
- また、入札前価格交渉によっても見積書（様式 3-1, 3-2）から変更が生じない場合も同様とする。
- なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は令和 2 年 7 月 21 日（火）午後 4 時までを予定しており、詳細は最終の交渉時に連絡を行う。
- (9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (10) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。
- (11) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。
- (12) 見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| ④ 入札ボンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| ① 入札書の提出期限 | 令和 2 年 8 月 18 日（火）午後 4 時 00 分まで |
| ② 入札書の提出場所 | 記 1-6. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと） |
| ④ 開札執行日時 | 令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 2 時 00 分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 記 1-6. 契約担当部署 |
| ⑥ その他 | 1) 入札者は、記 4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。 |

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者又は落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点（配点30点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点30点）＝下式A×0.5 + 下式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点（配点+定数）」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40とする。
3. 下式Aは、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式B）

$$\text{下式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式Bの評価は「価格評価点の配点（配点+定数）」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40とする。
3. 下式Bは、小数点4位以下は切り捨てとする。

③技術評価点（配点30点）… 記4-6.(3)及び4-11.(1)並びに4-11.(2)に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

6-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の翌日から令和2年8月4日（火）午後4時まで

② 受付場所 記1-6. 契約担当部署

③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること

- (2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-6. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 26 条 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、記 4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。
なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 V E 提案に関する事項」は適用しない。
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付、国土建第119号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以上